

鈴鹿市監査委員事務局 障害者活躍推進計画

機関名	鈴鹿市監査委員事務局
任命権者	代表監査委員
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
鈴鹿市監査委員事務局における障害者雇用に関する課題	○鈴鹿市監査委員事務局においては、職員総数が5人程度の小規模な機関であり、全員が市長部局からの人事異動で配属されている。障がい者である職員の在籍がないことから、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
1 採用に関する目標	○職員の障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
2 定着に関する目標	○今後、障がい者である職員が在籍することとなった場合には、不本意な離職者を極力生じさせないようにする。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として鈴鹿市監査委員事務局長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し事務局内へ周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。また、その際には必要に応じて労働局に相談を行う。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。